

川崎都市計画生産緑地地区の変更（川崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考
約 302.5 ha	<p> 中原区上小田中1丁目地内において、箇所番号153を廃止する。 高津区坂戸1丁目地内において、箇所番号92を廃止する。 高津区下作延4丁目地内において、箇所番号119を廃止する。 高津区野川地内において、箇所番号242を廃止する。 高津区未長地内において、箇所番号360を廃止する。 高津区新作2丁目地内において、箇所番号386を廃止する。 高津区未長地内において、箇所番号387を廃止する。 宮前区神木本町5丁目地内において、箇所番号184を廃止する。 宮前区土橋4丁目地内において、箇所番号297を廃止する。 宮前区野川地内において、箇所番号321を廃止する。 宮前区野川地内において、箇所番号368を廃止する。 宮前区野川地内において、箇所番号418を廃止する。 宮前区初山1丁目地内において、箇所番号462を廃止する。 宮前区初山2丁目地内において、箇所番号479を廃止する。 宮前区野川地内において、箇所番号694を廃止する。 宮前区犬蔵1丁目地内において、箇所番号705を廃止する。 宮前区野川地内において、箇所番号728を廃止する。 宮前区平3丁目地内において、箇所番号737を廃止する。 宮前区有馬1丁目地内において、箇所番号750を廃止する。 多摩区生田1丁目地内において、箇所番号8を廃止する。 多摩区中野島4丁目地内において、箇所番号315を廃止する。 多摩区南生田2丁目地内において、箇所番号420を廃止する。 麻生区片平4丁目地内において、箇所番号62を廃止する。 麻生区上麻生6丁目地内において、箇所番号84を廃止する。 麻生区上麻生4丁目地内において、箇所番号96を廃止する。 麻生区栗木台2丁目地内において、箇所番号162を廃止する。 麻生区下麻生2丁目地内において、箇所番号212を廃止する。 麻生区東百合丘1丁目地内において、箇所番号280を廃止する。 麻生区東百合丘1丁目地内において、箇所番号281を廃止する。 麻生区上麻生4丁目地内において、箇所番号354を廃止する。 麻生区千代ヶ丘7丁目地内において、箇所番号361を廃止する。 麻生区向原1丁目地内において、箇所番号367を廃止する。 麻生区黒川地内において、箇所番号408を廃止する。 麻生区金程2丁目地内において、箇所番号415を廃止する。 中原区井田2丁目地内において、箇所番号23を縮小する。 高津区下作延4丁目地内において、箇所番号118を縮小する。 </p>

面 積	備 考
約 302.5 ha	<p>高津区新作 2 丁目地内において、箇所番号 1 7 8 を縮小する。 高津区久末地内において、箇所番号 2 9 8 を縮小する。 高津区久末地内において、箇所番号 3 9 5 を縮小する。 宮前区犬蔵 1 丁目地内において、箇所番号 8 7 を縮小する。 宮前区梶ヶ谷地内において、箇所番号 1 4 0 を縮小する。 宮前区野川地内において、箇所番号 4 4 7 を縮小する。 宮前区東有馬 5 丁目地内において、箇所番号 5 7 5 を縮小する。 多摩区菅稲田堤 3 丁目地内において、箇所番号 1 2 8 を縮小する。 多摩区枅形 4 丁目地内において、箇所番号 3 7 8 を縮小する。 多摩区南生田 4 丁目地内において、箇所番号 4 3 2 を縮小する。 麻生区高石 3 丁目地内において、箇所番号 2 3 7 を縮小する。 麻生区千代ヶ丘 8 丁目地内において、箇所番号 2 6 3 を縮小する。 麻生区向原 3 丁目地内において、箇所番号 3 3 0 を縮小する。 幸区南加瀬 5 丁目地内において、箇所番号 8 を拡大する。 宮前区野川地内において、箇所番号 7 8 0 を拡大する。 多摩区生田 1 丁目地内において、箇所番号 7 を拡大する。 多摩区菅稲田堤 1 丁目地内において、箇所番号 1 1 4 を拡大する。 多摩区中野島 1 丁目地内において、箇所番号 2 7 1 を拡大する。 多摩区菅北浦 1 丁目地内において、箇所番号 5 7 1 を拡大する。 麻生区黒川地内において、箇所番号 1 8 7 を拡大する。 高津区野川地内において、箇所番号 3 9 8 を追加する。 宮前区潮見台地内において、箇所番号 7 8 8 を追加する。 宮前区宮崎 2 丁目地内において、箇所番号 7 8 9 を追加する。 宮前区野川地内において、箇所番号 7 9 0 を追加する。 多摩区南生田 5 丁目地内において、箇所番号 5 7 3 を追加する。 多摩区堰 1 丁目及び堰 2 丁目地内において、箇所番号 5 7 4 を追加する。 麻生区東百合丘 3 丁目地内において、箇所番号 4 4 5 を追加する。 麻生区東百合丘 2 丁目地内において、箇所番号 4 4 6 を追加する。 多摩区中野島 4 丁目地内において、箇所番号 3 1 4 の位置、区域及び面積を変更する。</p>
	合計箇所数 1,914

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

生産緑地地区の指定は、平成20年3月に改定された本市の「緑の基本計画」において、農地の保全と活用として基本施策の一つに位置付けられており、本市の都市計画マスタープランにおいては、良好な都市環境の形成に資する一団の優良な農地は、生産緑地地区に指定し、「農」のあるまちづくりをめざすこととしております。

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成する目的で、市街化区域内において適正に管理されている農地を、計画的かつ永続的に保全するため、生産緑地地区として指定していますが、より一層の都市化が進むなかで、都市内農地を良好な緑地機能及び防災用空地としても重視し、本案のとおり生産緑地地区の追加及び区域の拡大をするものです。

また、主たる農業従事者が死亡又は故障により農業に従事できなくなり、市への買取り申し出及び他の農業従事者への斡旋が、共に不調であったため、行為制限が解除されたものや、道路や緑地などの公共施設の用に供されたもの等について、本案のとおり廃止及び区域の縮小をしようとするものです。